消せるボールペンで書かないでください。

補記事項　有・無　［　　丁］

出　生　届

令和　　年　　月　　日届出

（宛先）　香川県高松市長

受理　令和　年　月　日　第　号	発送　令和　年　月　日
送付　令和　年　月　日　第　号	香川県高松市長　印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1)	生まれた子	（フリガナ） 子の氏名 （外国人のときはローマ字を付記してください）	氏　／　名	父母との続き柄：□嫡出子　□嫡出でない子　（□男　□女）
(2)	生まれた子	生まれたとき	令和　年　月　日　□午前　□午後　時　分	
(3)	生まれた子	生まれたところ	番地　番　号	
(4)	生まれた子	住所 （住民登録をするところ）	世帯主の氏名　／　世帯主との続き柄：子	
(5)	生まれた子	父母の氏名 生年月日 （子が生まれたときの年齢）	父：□昭和 □平成　年　月　日（満　歳）	母：□昭和 □平成　年　月　日（満　歳）
(6)	生まれた子	本籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地　番 筆頭者の氏名	
(7)	父と母	同居を始めたとき	□平成 □令和　年　月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）	
(8)	父と母	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と父母の職業	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9)	父母の職業	（国勢調査の年…令和　年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください）	父の職業	母の職業
	その他		□出生証明書は命名前の証明につき子の氏名空白	
	届出人	□1. 父 □1. 母　□2. 法定代理人（　）　□3. 同居者　□4. 医師　□5. 助産師　□6. その他の立会者 □7. 公設所の長		
	届出人	住所 □（4）欄と同じ		
	届出人	本籍 □（6）欄と同じ	番地　番	筆頭者の氏名　□（6）欄と同じ
	届出人	署名 （※押印は任意）	印	□昭和 □平成　年　月　日生
	事件簿番号		連絡先：昼間連絡のとれる電話番号	

◎届出人の署名は、父または母がしてください。嫡出でない場合は母が届出人となります。
◎届出人が署名した届書を持参する方は、その他の方でもかまいません。

（R7. 09）　（新本籍・住所）電話確認済

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日からかぞえて14日以内に提出してください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。
日本国籍を有する子の場合、名のフリガナ欄には、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められている読み方を記載してください。

生まれたところが、台湾またはパレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）である場合、地域から記載することができます。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1　台湾
2　パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）

子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

出生証明書

記入の注意

	子の氏名		男女の別	1 男　2 女
	生まれたとき	令和　年　月　日　午前／午後　時　分		← 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。
(10)	出生したところ及びその種別	出生したところの種別	1 病院　2 診療所　3 助産所 4 自宅　5 その他	
		出生したところ	番地　番　号	
		（出生したところの種別1～3）施設の名称		
(11)	体重及び身長	体重　グラム	身長　センチメートル	← 体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。
(12)	単胎・多胎の別	1 単胎　2 多胎（　子中第　子）		
(13)	母の氏名		妊娠週数　満　週　日	
(14)	この母の出産した子の数	出生子（この出生子及び出生後死亡した子を含む）　人 死産児（妊娠満22週以後）　胎		← この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。
(15)	1 医師 2 助産師 3 その他	上記のとおり証明する。 令和　年　月　日 （住所） 番地　番　号 （氏名）		← この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。

※母子健康手帳を併せてご持参ください。
※届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。
※出生届の手続について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。
　出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくられず、不利益を被るおそれがあります。
　詳しくは法務省のホームページをご覧ください。　Q 無戸籍　法務省